

編輯部報情閣内

週報

號日一十二月六

第一四〇號
昭和十四年六月二十一日發行
（每週一四本賣日發行）



五錢

蔣政權の對外策
金の國勢調査
商工省の機構改正
公衆衛生院とは
時局と讀書界の傾向

時局下の勞働力持久策

露光量違いにより重複撮影



目次 (六月十四日)

- 時局下に於ける勞働力持久策 厚生省：三
- 金の集中運動と金の國勢調査 大蔵省：三
- 商工省の機構改正について 商工省：三
- 時局と讀書界の傾向 帝國圖書館：四
- 公衆衛生防止は 厚生省：三
- 一因茶時事論 一
- 蔣政権の對外策 外務省情報部：三
- 最近公命の法令 内閣官廳庶務課：四

六月九日(金) 『監獄延期』
 山東省の暴徒を再捕 重慶第五空軍の飛行、悪果を収む
 因際オリンピック委員自選自定で、一九四四年オリンピック大會開催地はロンドン、冬季はコルチナ、タンベツオ伊と決定

六月十日(土)
 天皇陛下御自ら御田植遊ばさる 陸軍、軍需工業省懇談会を開き價格の適正化を希望 マガ島古蹟地内の旅行動の中止を決定 スピード中依については注視中と発表さる 南京日

六月十一日(日)
 本報記者の報告で投書事件

六月十二日(月)
 天皇陛下には重ねて青本金銀三徳蔵を御賞、生流方探査計畫その他につき御體察、御下問あらせられた旨発表す

六月十三日(火)
 ハリンアックス英外相、支那における糧食増産を促す、極東方針を上げて説明す 注非特、和平提議に再び再度長文の聲明を発表

六月十四日(水)
 天津日本軍需局報告表、事變後、信託銀行、六千萬圓を郵便局より貸出し、發行され、英の認購禁止を期待す

六月十五日(木)
 第六回内閣閣員會議開かれ、軍需上特に必要な土木建築に關する業務を應勤員業務として追加指定する命令案を閣議、閣員採用に關する命令案案を閣議決定す

六月十六日(金)
 陸軍省、我々が戦死、四〇〇〇百億貯蓄を強調開始はじまる

六月十七日(土)
 天津租界問題につき閣議、製鐵廠會議、五相會議開く 商工省官制、物價局長、段その他、日誌と共に人事變動発表

六月十八日(日)
 英外務省、在支債權の擧げに就き、コミニケを発表

六月十九日(月)
 皇太后陛下御誕生日

六月二十日(火)
 皇太后陛下御誕生日

週間日誌

六月十四日(水)
 第六回内閣閣員會議開かれ、軍需上特に必要な土木建築に關する業務を應勤員業務として追加指定する命令案を閣議、閣員採用に關する命令案案を閣議決定す

六月十五日(木)
 陸軍省、我々が戦死、四〇〇〇百億貯蓄を強調開始はじまる

六月十六日(金)
 天津租界問題につき閣議、製鐵廠會議、五相會議開く 商工省官制、物價局長、段その他、日誌と共に人事變動発表

六月十七日(土)
 英外務省、在支債權の擧げに就き、コミニケを発表

六月十八日(日)
 皇太后陛下御誕生日

六月十九日(月)
 皇太后陛下御誕生日

六月二十日(火)
 皇太后陛下御誕生日

今週の歴

六月二十日(火)
 皇太后陛下御誕生日

露光量違いにより重複撮影

目次 (六月二十一日)

- 時局下に於ける勞働力持久策 厚生省：二
- 金の集中運動と金の國勢調査 大藏省：三
- 商工省の機構改正について 商工省：三
- 時局と讀書界の傾向 帝國圖書館：二
- 公衆衛生院とは 厚生省：二
- 國際時事解説 一
- 蔣政権の對外策 外務省情報部：二
- 最近公布の法令 内閣官房秘書課：二

週報

報

週間日誌

六月九日(金) (前日追加)
 △山東省の首領を占領 △重慶第五次空襲
 進行、結果を収む
 △國際オリンピック委員会會議で、一九四四年オリンピック大會開催地はロンドン、冬季はコロンブス、ベトナムと決定
 六月十日(土)
 △天龍陸軍自ら御田被遊ばざる △陸軍、軍需工業管理委員會を開き價格の適正化を要請 △わが占領地域内の稼行動のあとで、留中の英大使館付武官カーパー中尉を擄取、スピート中佐については任意調査中と發表さる △南京日米總領事館の宴會で授
 六月十一日(日)
 △海軍航空隊、重慶一成都を空襲
 六月十二日(月)
 △天皇陛下には重ねて海軍少将院禮儀を御召、生進力御賞讃、その他につき御禮取、御下問あらせられた旨発表す
 △ハリファックス英外相、支那における糧食増産を奨励し、陳東方針を上院で説明す △汪兆銘、和平提議に關し再度長文の聲明を發表
 六月十三日(火)
 △晋人は北支の治安確保のためまた軍自費のため断乎として所望の掃討をとる云

△在英日軍軍需局長發表 △軍需局長、第四億發行、六十萬圓を郵局より發行し、断行され、英の設備是正を期す
 △第六回國策會議、動員員會議開始、軍事上特に必要な土木建築に關する業務を動員員業務として追加指定する勅令を閣議決定、内閣府に關する勅令を閣議決定す
 六月十五日(木)
 △秩父宮殿下講義 北支方面の軍狀御視察より御歸京 △有種川宮記念厚生資金下賜あらせらる
 △大本營總動員、五月中の結果について發表、敵遺棄死體四八、二五五、我が戦死、四〇〇、百億貯蓄奨励開始はじまる
 六月十六日(金)
 △天津租界問題につき閣議、興亞院會議、五相會議開く △商工省新官制(物價局新設その他)實施と共に人事變動發表
 △英外務省、在支權益の擁護に關しコミニケ發表
 今週の暦
 △廿二日(金) 夏至 △廿五日(日) 皇太后陛下御誕生日



時局下に於ける労働力持久策

厚生省

一 生産労働力の科學的研究

近代戦の特徴として、戦端開始と同時に極めて大規模な國防兵力の動員が行はれる。産業陣營は急速にその中核労働力たる青壯年者を第一線に送りつゝ、而かも直ちに殺到する巨額の消耗軍需品の急激に應ずるため、多数の不熟練工を駆使しながら、すべての生産労働を戦争目的遂行の爲めに最も有効に動員しなければならぬ。

長期建設戦期に入つて、戦線がいよいよ擴大すると同時に、生産力擴充の要も亦ますます急となつた。用兵量の増大に連れて銃後生産労働力の不足が隨處に喧傳されてゐるのは、青壯年者の多数が戦線と銃後生産と同時に要求せられるための當然の歸結である。この明白な相矛盾した事態を打開すべき第一着手として、現在工場の保有する労働力を最も合理的に効果的に活用することに着目されなければならぬ筈であるが、而かもこれが戦時對策中に於いて取り残されてゐるやの感がある。

我が國の重工業は滿洲事變を轉期として異常な進展を遂げつゝあつたとは云へ、重工業國としての發展が漸く端緒にいた程度に段階にあり、企業方針も多角的註文生産の境域を脱しきれないでゐた。生産労働力の效果的利用について如何なる科學的研究が必要であるかさへ殆んど顧みる餘裕を持たず、たゞ舊來の習慣を踏襲してその日その日を糊塗してゐる状態であつた。事變勃發と同時に、多量の軍需生産の急激に應ずるために、生産活動の全面的促進が要求せられたとき、生産労働力に關する科學的研究の缺如は各方面に著しく現はれて來た。戦時生産に隨伴する多くの條件につき何等の顧慮を拂ふいとまもなく、目前の急務に應ずる手段として

1. 労働時間の延長
2. 休日の廢止
3. 設備の擴張と新入工の移入
4. 男子労働の女子への置換

しか考へられなかつた。このやうな拙速手段によつて、生産陣營が極めて非能率的な混亂状態に陥る危険のあることは、事變勃發と同時に工場監督行政に携はる者には直ちに痛感せられたところで、時の社會局（今の厚生省労働局）は、軍需工場に對する過長労働時間の抑制、産業災害の防止、労働者の健康保持に努め、軍需品の生産労働力を維持しつゝ生産能率を増進することを以つて労働持久策の指導方針としたのである。

1. 一日の就業時間は就業時間を含め原則として十二時間以内とすること

2. 保護職工の労働時間については特に留意すること
 3. 休日は少くとも毎月二回之を與へること
 4. 休憩時間を適當に設けその配置に留意すること
 5. 新たに交替制を採用する場合の對策として、交替制の實施の可能な部製、熟練労働者の養成、工場又は附屬設備の改造増設等につき考究すること
 6. 不熟練工に對しては雇入當初作業上必要な安全心得につき實地指導を爲し、危険なる業務については單獨に作業を爲さしめざること
 7. 工場の新設、増設又は改造の場合は、なるべく簡便運轉式の機械装置とすること
 8. 安全装置は出來得る限り整備すること
 9. 安全委員の選任ある工場に於いては一層適切なる活動を爲さしめること
 10. 疲労回復の爲め毎日適當なる休養を爲さしめ工場内なるべく休養の設備を設けること
 11. 食堂又は寄宿舎を有する工場に於いては榮養の改善に留意すること
 12. 随時健康診断を實施し、特に食堂又は寄宿舎の炊事係に對しては嚴重なる健康診断を爲すこと
- 等であるが、この緊急處置は、事變勃發當初に於いて極めて有意義であつたと共に、時局下労働力持久策が、科學的研究に立脚した生産労働力の活用にあるといふことを示唆するために適切なる處置であつたのである。

二 労働時間の適正化

過長の労働時間は單に災害疾病の増加によつて労働者の體力を消耗するだけでなく、疲労の蓄積は生産

能率を著るしく阻害する。長時間精神的肉體的苦痛を忍びつゝ労働した結果が、激烈たる意氣を以つて短時間労働した場合よりも生産數量が少いといふことも少なくない。最近公布せられた工場就業時間制限令はこのやうな弊害に陥ることを防止せんとしたものであるが、時局下に於いては長期に亘つて常に急速多量の生産品を得ることが最も緊要なのであつて、法規が最善の標準を示すものではない。従つて業務の性質に應じて法規の制限内に於いて適正なる労働時間を定めることが最も必要なのであるが、この點についての考慮は甚だ忽せにされてゐると思ふ。

厚生省労働局が全國機械器具工場の實就業時間について調査した結果を見れば左の如くである。

實 就 業 時 間	昭和十二年十一月	昭和十三年五月	昭和十三年十一月
八時間以下	二・四%	二・〇%	二・九%
八—九時間	一四・六	一〇・三	九・六
九—一〇時間	二二・六	二五・七	二二・九
一〇—一一時間	一三・二	一三・三	一三・九
一一—一二時間	一六・一	二〇・七	一四・三
一二—一三時間	一六・八	一三・八	一四・三
一三—一四時間	一〇・七	九・五	八・七
一四—一五時間	一・七	二・四	二・八
一五—一六時間	〇・四	〇・五	〇・六
一六時間以上	一・四	一・八	二・二

備 考 本表は十六歳以上の男工につき調査したもので、各實就業時間別職工数を百分比にしたものである。

右表では、時局の推移と共に労働時間の延長が多量生産の目的を達するための必須手段と考へられて來た

ことが明白である。然しながら過長労働時間の實施が、多量生産の目的に反し、多數の事故欠勤者を先頭に、漸次病氣欠勤者、公傷欠勤者の増加を招来しつゝあつた事實は、次の京濱地方主要工場について調査した結果からも明白に推知することが出来る。(%)は千分比)

調査年月	區分			公傷欠勤率%	病氣欠勤率%	事故欠勤率%	欠勤率合計%
	大工場	中工場	小工場				
昭和十二年六月	四三五	七九一	五四八	二二・七一	二四・九一	三二・五四	五五・八六
計	四七〇	四七〇	四七〇	二二・一三	二二・一七	二九・六四	五七・五二
昭和十三年六月	四五四	七五九	三九一	二四・八九	二八・三三	三八・二九	七〇・六一
計	四七九	四七九	四七九	二五・〇三	二五・〇三	四一・二六	七六・〇四
増加率%	一・九一	八・〇三	三九・二〇	二・三六〇			

一方に生産労働力の不足を懸へつゝ、他の半面に於いては生産能率の極めて低下した状態の下に、而かも多數の現有労働力を産業豫備軍的存在に委ねてゐる事實は、労働時間と生産能率とに關する科學的研究の貧困を物語り、戦時下に於ける生産労働力の健全なる持久策が顧られてゐない證左である。

現在我々の直面してゐる時局は如何にも重大である。然しながら現在より以上の努力を強要せられることが近き將來にあり得ないと何人が斷言出来るであらうか。長期建設戦下の労働力持久策として、労働時間適正化の科學的研究を進め、最大の労働力利用率によつて最大の生産量を確保することが、刻下産業人に要

請せらるべき緊要事項でなければならぬ。

三 災害豫防対策の確立

時局は國家總力戦を要求してゐる。國家の持つ「物」と「人」とを最高度に活用して、戦争目的遂行の一點に集中するの要があるのである。然しながら眞に緊要な要素は「人」である。優良なる原料も、精巧なる機械も、高能率の設備も、之を取扱ふ「人」がその當を得なかつたならば優秀なる成果を生み出し得ないのである。今や官民擧つて優秀熟練工の保有に努め、技能工の養成に全力をあげてゐるのはその故である。

然るに現状を見ると、工場火災と職工死傷者は年と共に著しく増加しつゝあるのであつて、生産力擴充の源泉たるべき人的資源の消耗量を増大しつゝあることは、何人も之を否むことが出来ない。今昭和七年を基數とする工場法適用工場の死傷發生指數及び千人當率指數を見ると左表の通りである。

年 度	死傷發生指數	千人當率指數
昭和十一年	二三八	一五四
十二年	二八六	一六六
十三年	三二六	一七二

即ち、死傷發生數は三倍を超え、作業場の危険性は七二%の増加を示してゐる。我が國の産業が急角度

を以つて重工業に轉換しつゝある際であるから、ある程度の災害數増加は已むを得ないとすべきかも知れないけれども、人的資源の消耗阻止は、時局下の労働力持久策の立場から嚴重に看視されなければならぬ重要事項である。

今機械器具工場に於ける勤務期間別死傷發生分布状態を見るに、僅か一ヶ月間の發生數についてはある

が左の通りである。

勤務期間	昭和十一年八月	昭和十二年八月	昭和十三年八月
三 月 未 満	一六・七%	二二・六%	二四・九%
三 月 一 月	九・〇	一四・九	一六・四
六 月 一 年 半	一三・六	一三・二	一九・八
一 年 半 一 年 半	一五・三	一七・〇	九・一
二 年 半 二 年 半	七・八	六・一	五・四
三 年 半 三 年 半	七・四	五・三	四・〇
四 年 半 四 年 半	四・三	四・三	三・三
五 年 半 五 年 半	二・五	二・六	一・七
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

即ち、死傷発生の重心點が次第に新入不熟練工の方に移りつゝあることを看取出来るのであつて、勞働力持久策を講ずるためには新入工に對する災害豫防對策確立が是非とも必要である。

次に機械器具工場より發生した二〇三件の女工災害を原因別に分類してみよう。

災 害 原 因	件 数	災 害 原 因	件 数
1. プレスに因るもの	七三	6. 齒車に因るもの	一五
2. 取扱中の物體に因るもの	三〇	7. 引火性料品に因るもの	一二
3. フライス盤に因るもの	一七	8. 研磨盤に因るもの	九
4. 物體の飛來に因るもの	一六	9. ボール盤に因るもの	八
5. 高熱物に因るもの	一六	10. 製作機に因るもの	七

即ち、右表に於いてプレス、フライス盤等の工作機械の安全装置は女工に使用させるには餘りに不完全であり、高熱物と引火性料品に因る件数の多いことは、危険物に對する作業指導訓練の缺如若しくは不備であることを示すものと思はれる。無批判・無頓着なる女工濫用は、勞働力持久策の基礎を侵蝕するものと云はなければならぬ。

四 重工業への女工進出對策

戦場には體力旺盛なる多くの男子を必要とする。従つて戦争の規模が擴大するにつれて銃後生産陣營に女子の占める分野が次第に増加して行くのは、避けることの出来ない當然の傾向と見なければならぬ。歐洲大戦當時英國に於いては一九一七年末に於いて、二百五十二萬人の軍需工業従業員中九十萬人は女工が占めてゐたのであるが、一九一九年の戦時勞働對策として、男工三百五十萬人女工百五十萬人の動員が計畫せられてゐたのである。我が國に於いても今次事變と共に、女工の重工業への進出は著るしきものがあり、警視廳が管下の機械器具工場四十五について調査した結果によれば、左の通りである。

年 月	男工増加指数	女工増加指数	女工の占める%
昭和十二年六月	一〇〇	一〇〇	一七・七
昭和十二年十月	一〇五	一一三	一八・八
昭和十三年二月	一一八	一三〇	一九・一
昭和十三年六月	一五五	一七六	一九・六

右の數字について我々は今慎重に考へなければならぬ。國家の眼前の必要を満たすために、女工の重工業進出はある程度まで不可避的のものであるが、吾人は無批判無準備に男子の位置に女子を置換するのが時局に應ずる當然の對策と考へてはならない。いま我々は長期建設戰對策として労働力持久手段を考へなければならぬ際である。目前の必要を過大視して無反省に女子を濫用し、女子の母性としての完成に支障を與へたならばそれは國家將來の生産力、次期民族の泉源を滅却することとなるのである。

最近某工場について調査した結果を左に示さう。

性別	年	月	公傷缺勤率%	病氣缺勤率%	事故缺勤率%	缺勤率合計%
男	十二年	三月	五四	一九四	五七三	八二二
男	十三年	三月	五九	二五四	六三一	九四三
男	十四年	三月	四八	二五六	九四九	一二五四
女	十二年	三月	〇	三三六	一一二二	一五五八
女	十三年	三月	〇	四七六	一一一八	一五九五
女	十四年	三月	〇	四四九	二二八七	一七三七

之に依つて見るに、男工に比し女工の病氣缺勤率と事故缺勤率とは著るしい相異があり、女工に對し健康にして濶利たる活動を期待する爲めには、特別の注意が拂はなければならぬことが判るのである。

平和産業部門に多くの女工を保有する我が國に於いては、多數の女工を重工業生産へ移入するのに大なる困難を伴はないであらう。然しながら、國家將來の興隆を念じ生産労働力の恒久的持久策を思ふときは、吾人は善良にして健全なる母性の完成を常に念頭に浮べつゝ、女子に對する労働條件の整備に努力することが、國家に對する崇高なる責務であると感じなければならぬ。

五 結 言

近代國家の産業は、常にその國家を護りその國民を養ふべき使命を持つてゐる。平時に於いては多くの産業人は、十分なる自覺を持たずして知らず／＼の間に各自の任務を果してゐるのであるが、戰時に於いては産業人の國家に對する關係は鮮明に提示せられる。今や時局は未曾有の難局に當面してゐる。すべての産業人が國家意識に立脚して産業報國の誠を竭し以つて生産活動に精進すべき強き決意を持たなければ、國家の防衛も國民生活の安定も、之を完全に遂行することは出来なくなるのである。依つてこの難局下に於いて、皇國産業人が一致その歩調を一にして最善の労働力持久策を樹立するの要がある。常に濶利たる意氣を以つて國家の要求する生産に邁進する労働者を育成愛護することが是非とも必要なのである。



金の集中運動と金の國勢調査

大 藏 省

金の集中運動

金の集中は刻下の急務であることは茲に述べるまでもないことと思ふ。金は最も重要な國際決済要具であつて、國際間の取引が國內の取引と異なり、「紙幣」で以つて決済されるのではなく、すべて「金」で決済されてゐるのであるから、我が國當面の課題である軍備の充實と生産力の擴充とを貫徹するために必要な諸種の原料を、相當多額に外國から輸入しなければならぬ現下の情勢に於いては、金が最も必要なものである。

それ故、政府に於いては諸般の方策を講じて金の増産、集中及び消費節約に努めてゐるのである。去る議會に於いては産金獎勵に關する經費を増額するほか、日本産金振興株式會社法を改正し、損失補償制度を設けて、

同社をして製錬所を建設せしめ主として低品位金礦を製錬せしめると共に金礦資源の開發を圖るため、探鑛資金の貸付を命ずることとするなど、金の増産に一層の拍車を掛けてゐるのであつて、幸ひにして産金額も相當の増加を見てゐる。

然しながら今日の我が國の貿易と産金の状況に徴すれば、この際徹底的に民間所在の金の集中を圖る必要があるわけで、この點に鑑みて先般産金法の改正を行ひ政府は必要ある場合には何時でも金の所有者に對し之が處分を禁止、若しくは制限し又は政府若しくは日本銀行その他政府の指定する者に賣却すべきことを命じ得るといふ制度を設けたのであるが、金の集中は一に國民が愛國の赤心を以つて自ら進んで金を御國に提供するやうでなくては其の効果を擧げることには出來ない。そこで國

民の政府への金賣却の便宜を圖ると共に之が勸奨促進をなすため地方廳を中心として組織的な金集中運動を起したのである。

即ち、早い府縣は四月十五日から、大多數の府縣に於いては五月一日から、日本銀行その他の特別銀行、普通銀行、貯蓄銀行及び信託會社の本支店並びに百貨店等約五千の店舗で、國民の政府への金賣却の取次を開始したのであつて、その取次の要領は左の通りである。

(イ) 金貨幣 金貨幣を賣らうとするときは、前記の取扱店に印鑑と共に持参すれば現品と引換に直ちに額面五圓に付き十四圓四十三錢の割合で代金を支拂ふ。但し鑑定その他の都合で一旦之を最寄の日本銀行に送付してその鑑定の結果に依つて代金を支拂ふ場合がある。

(ロ) 金塊と金製品 金塊と金製品(ホワイトゴールド製品及びグリーンゴールド製品を含む)を賣らうとするときは、取扱店に印鑑と共に持参すれば即時に預り證を交付し、現品は各日別に袋に入れて造幣局に送付しその分析の結果に依り現品中に含まれてゐる純

金の量目に付き一瓦三圓八十五錢(二匁十四圓四十三錢七厘五毛)の割合を以つて算出した金額を代金として支拂ふ。

(ハ) 右の取次に要する荷送費、運賃等は一切徴しない。

(ニ) 賣却は右取扱店では一切取次がない。

以上のやうに銀行、信託會社等で國民の政府への金賣却の取次を開始すると共に、各府縣ではピラ、パンフレット、ポスター、立看板等によつて金の政府への賣却を宣傳勸奨するのは勿論で、懸垂幕を掲出し、廣告塔を設置し、アドバールンを揚げ、各種講演會、座談會を催しまた中には金賣却聯盟のやうなものを結成し、また金裝飾品全廢運動を起すなど金の政府への集中について各般の方策を講じてあるのである。

金の國勢調査

去る五月二十日大藏省令第二十二號を以つて金保有狀況調査規則が制定され、申告の便宜を圖る爲め、市町村内に金保有狀況調査委員を設けて來る七月一日を期して金の保有狀況の調査が行はれることになつた。

一、調査の対象

この規則で調査の対象としてゐるものは一定の種類の商品、古金貨幣、外国金貨、金地金及び金貨幣である。

二、申告義務者

申告義務者は各所有者であるが、申告は

(イ)世帯に在つては世帯主がその世帯に属する者の所有するものを取まとめ

(ロ)法人、組合その他の團體(人格なきものを含む)であつて

二以上の事務所を有するものに在つては事務所毎の管理者之を爲すことを要する。

三、申告書用紙の配付

金所有高申告書用紙は大蔵省で印刷して、地方廳、市區町村を経て調査委員に送付され、調査委員からその受持區域内の世帯又は法人、組合その他の團體(人格なきものを含む)の事務所へ

(イ)商品と商品でないものとを所有する者時計商、貴金屬商、小間物商、質屋等に對しては商品分及び非商品分に

付き各一通宛合計二通

(ロ)その他の者に對しては一通配付される。

四、申告書記載方法

(1)記載すべきもの

金所有高申告書には昭和十四年七月一日午前零時現在に於いて所有する左の金製品、古金貨幣、外国金貨、金地金又は金貨幣を記載することを要する。従つて金ペン、万年筆、シャーペン、ペンシル、パッチ、イニシアル、ノズル(紡糸口)、醫療針及び避雷針のやうなものは記載する要はない。

(一)裝身具

(二)身廻品

(三)喫煙用具

(四)飲食用具

(五)家具什器置物

(六)文鎮硯屏、ペーパーナイフ、ペンナイフ、印形又は肉池

こゝに裝身具、身廻品、喫煙用具、飲食用具又は家具什器置物に属するものを例示すれば

(一)裝身具に属するものには指環、鎖(懐中時計鎖、腕時計鎖、飾鎖、羽織紐鎖等)、メタル、帶止、簪、釧(カフス釧、カラー前鎖後釧、シヤツ釧等)、首飾の外、提飾である磁石(方針)入、寫眞入、印形入、腰提竝びに帯挿、笄、櫛、羽織釧、美鈿類、ネクタイピン、耳飾、ブローチ等がある。

(二)身廻品に属するものには時計腕、眼鏡縁、化粧用品(ハンドバック、コンパクト、紙白粉入、口紅入等)及びバックルの外、眼鏡入、ステッキ、金具及び懐中藥容器、印籠等がある。

(三)喫煙用具に属するものには、シガレットケース、パイプ及び煙管の外、葉巻入、葉巻切、ライター、煙草盆及び灰皿等がある。

(四)飲食用具に属するものには、杯、カップ、菓子入、釜及び茶道具(茶釜、茶壺、急須、茶入、茶托等)の外スプーン、皿、徳利、揚子入、ボン

ボン入及び鍋等がある。

(五)家具什器置物に属するものには、花器、燭臺、記念牌、賞杯及び香爐のほか、風鏡、賞牌、記念杯、香盆、櫃、寫眞立等がある。

(2)例

右に該当するものであつても

(一)銀行、信託會社その他の取扱店に依頼し政府に置却手續中のもの、竝びに

(二)金の抽出又は回収困難なるもの

(三)金が他の組成物に比し微量なるものは記載の要がない。即ち、金箔、金粉、金液又は専ら之等を用いた屏風、陶磁器、漆器、織物は勿論四分一、赤銅及びいはゆる金鍍金物、金張物その他金象嵌、彫金等一部分に金を用いたものは記載する要がないのである。

(3)商品と非商品

商品と商品でないものとを両方を所有する者はそれぞれ別紙に記載し、商品の分には金所有高申告書用紙の※印の枠の中に商品と明記することを要する。

(4) 金製品

(一) 金製品は結婚指環のやうに金(十八金十四金等の金の合金を含む)のみを用いたもの及び一部分に白金又は銀等をあしらつた印臺指環、簪のやうにそのものの大部分が金を用いたものは「大部分金なるもの」の欄にその個数を、白金指環等金に寶石その他金以外のものを加工したもの及び金白金交織の如く大部分が金に非ざるものは「其他」の欄にその個数を記載することを要する。
(二) (1) 装身具(2) 身廻品(3) 喫煙用具(4) 飲食用具又は(5) 家具什器置物に属する金製品であつて申告書用紙の品名欄に記載してある品目に該當しないものは、其の種類に依りそれ／＼、例へば櫛は(1) 装身具の品名欄の空白に、懐中藥容器は(2) 身廻品の品名欄の空白の所にその品名を(例へば櫛又は懐中藥容器と)記載の上(二)の例に倣ひ「大部分金なるもの」及び「其他」に分ちそれ／＼其の個数を記載することを要する。
(三) (6) 雜については列記の物以外は記載の要がない。

(四) 申告書に記載した金製品中に賜品(恩賜品の外王公族より賜はりたる物を含む)、國貨又は重要美術指定品あるときは其の品名及び個数を摘要欄に記載することを要する。
(五) 羽織鏡、カフス、鎖等の如く一對又は一組を成せるものはそれ／＼二個又は三個としてその個数を記載することを要する。

(5) 古金貨幣

古金貨幣は大判、小判、二分金、一分金、二朱金、一朱金に大別し、いづれに該當するか不明のものは品目欄の空白の所に不明と記載の上、それ／＼其の枚数を記載することを要する。

(6) 外國金貨

外國金貨は英國金貨一ポンド、米國金貨十ドル、佛國金貨百フラン等その國別及び額面金額別にそれ／＼その枚数を記載することを要する。若しその國別又は額面金額不明のものがあるときは國別又は額面金額別欄に不明と記載の上その枚数を記載すればよい。

(7) 金地金

金延板、金延棒、金粒、吹玉その他の金地金(金の合金を含む)は純金量の判明してあるものはその個数と純金量を、純金量の不明なものはその個数と全量を記載することを要する。但し純金量と全量は瓦を以つて記載し一瓦未満は切捨てる。

(8) 金貨幣

新金貨(明治三十年以降の年號を有する錦旗の模様なき金貨)と舊金貨(明治三十年以降明治三十年迄の年號を有し錦旗の模様を有する金貨)はそれ／＼新舊及び額面金額別にその枚数を記載することを要する。

(9) 次に記載上の若干の注意を述べれば

(一) 白色のホワイトゴールド又は緑色のグリーンゴールドを用いた製品も金製品であるから申告することを要する。
(二) 金貨幣又は外國金貨であつて、メタル、帶止等に加工されてあるものは、その中金貨幣又は外國金貨が嵌込式になつてゐて取り外しの可能なものは金貨幣又は外國金貨として取扱ひ、その他のものは金製品として取扱へばよい。

(三) 銀行、信託會社に預託中のもの、質屋等に擔保となつてあるもの、その他他人に預けてあるもの等、現在手許にないものもその所有者に於いて記載することを要する。銀行、信託會社又は質屋等に於いては他人の依頼を受け保管中のもの(例へば封緘預り、貸渡保護函)等他人の所有に属するものは記載することを要しない。

(四) 現に使用中の金冠等人體の一部を成してあるものは申告することを要しない。然し使用してゐない金冠は金地金として記載することを要する。

(五) 共有又は合有に属するものについてはその管理人に於いて申告することを要する。

(六) 骨董品、美術品等である金製品であつても装身具、身廻品、喫煙用具、飲食用具、家具什器置物又は文鎮硯屏、ペーパーナイフ、ペンナイフ、印形若しくは肉池であるものは申告することを要することとは勿論である。

(10) 次に参考迄に一般の分(非商品分)に付いて記載例を示すこととしよう。

商工省の機構改正について

商 工 省

六月十六日商工省官制、外局官制、その他關係勅令の改正勅令が公布即日施行され、茲に商工省の機構は全面的に改正せられるに至つた。

以下その概要について説明することとする。

我が國の産業經濟は滿洲事變を契機としていはゆる準戰時體制の段階に入り、政府は各種の施設を講じて國防産業及び基礎産業の振興を以つて國防經濟の確立に努め來たつたのであるが、支那事變が勃發し之が長期化するに伴ひ、各種の經濟機能はすべて之を急速に戰争目的貫徹に適合せしむる必要を生ずるに至つた。而して今日の經濟組織は國內的にも亦國際的にも相互に財政・金融・産業・貿易等に互つて有機的な關聯を以つて運行せられてゐるので、これ等經濟活動を戰争目的に集中するには各分野に互り計畫的に之を統制する必要がある

のである。商工省に於いては事變以來、時局に即應し物資の需給調整、生産力の擴充、物價統制、輸出振興、轉業對策等の各般の戰時對策を講じ來たつたのであるが、今後事變の新段階に對處して、物資動員計畫、生産力擴充計畫、輸出振興計畫、物價統制對策等諸般の計畫を實施し、經濟建設の円滑なる遂行を期するには、之が事務を掌る行政機構についても之に適合せる組織の整備充實を圖る必要があるのである。

茲、つて商工省の機構を見るに、最近の改正は昭和五年産業統制及び産業合理化に關する諸方策を實施する爲め、外局として臨時産業合理化局を設置し、更に昭和十二年、之を本省の内局たる統制局に改組すると共に、燃料行政及び貿易行政の重要性に鑑みて新たに外局として燃料局及び貿易局を相次いで設置したのであ

る。次いで支那事變が勃發し更に之が長期化するに及び物資需給の調整を圖ることは愈々その重要性を加へ之に關する事務は益々複雑多岐となつたので、その円滑なる運行を期する爲め昨年五月外局として臨時物資調整局を設置し、更に物資動員の強化せらるゝに伴つて生じた休業業者の事業の維持及び轉換に關する事務を掌らしむる爲め、昨年九月本省に轉業對策部を設置したのである。

かくて改正前の商工省の機構は本省に於ける商事に關する事務を掌る商務局、工業に關する事務を掌る工務局、鑛山に關する事務を掌る鑛山局、保險に關する事務を掌る保險局、産業統制及び産業合理化に關する事務を掌る統制局、時局下に於ける産業の維持及び轉換に關する事務を掌る轉業對策部の五局一部と、外局たる特許局、燃料局、貿易局及び臨時物資調整局の四局より構成されてゐたのである。

以上の如く商工省の機構は時局に即應し漸次整備擴充せられ、事變以來各種の統制法令を施行しその他各種の措置を講じて事變對策に遺憾なきを期して來たのであるが、時局の進展に伴ひ各般の經濟統制が一層徹底強

化せらるゝと共に之に關する行政事務も益々複雑多岐となり、一物資に關する行政が數局に跨る事例も少なからざるに至つたのである。かくて従来の機構を以つてしては、今後の事變に對處し物資の需給調整、生産力の擴充等の諸方策を迅速且つ円滑に遂行することは到底困難と認められるに至つたので、茲に本省内外各局を通じて全面的に機構の改正を斷行することとしたのである。

×

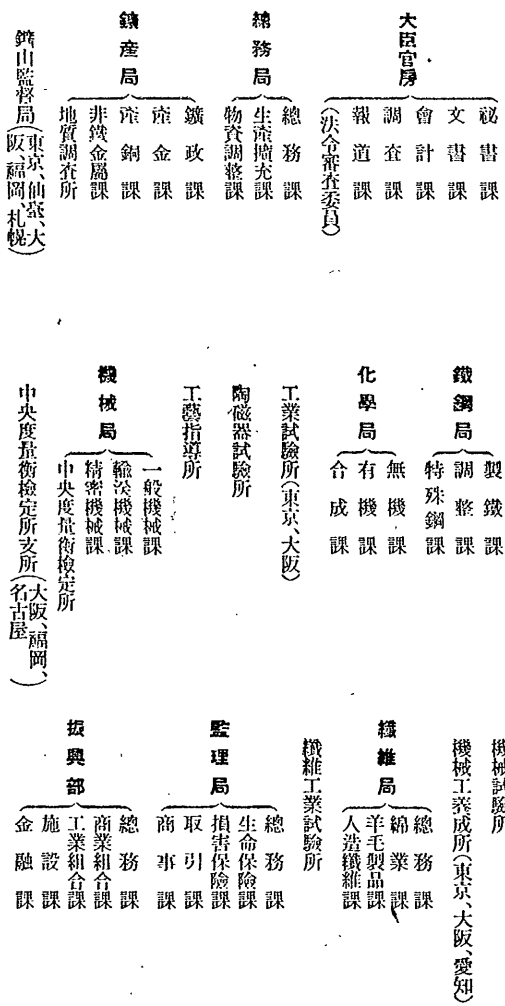
×

次に今回改正の主なる點は、本省内外各局の事務と臨時物資調整局の事務とを整理按配し、出來得る限り各種物資につきその生産より配給、消費に至る迄の事務を一貫せしめると共に、一面各種行政事務を綜合的見地より調整し得るやうに組織を整備したこと、新たに審議室を設けて物資調整官たる陸海軍武官中より此處に勤務せしめ軍に關係ある事務に參與せしめると共に、軍との連絡に當らしめることとしたこと、物價對策が時局の進展に伴ひ益々その緊要の度を加へ、之に關する事務も複雑多岐となつたので、新たに外局として物價局を設置し物價統制の徹底強化を圖ることとしたこと等である。

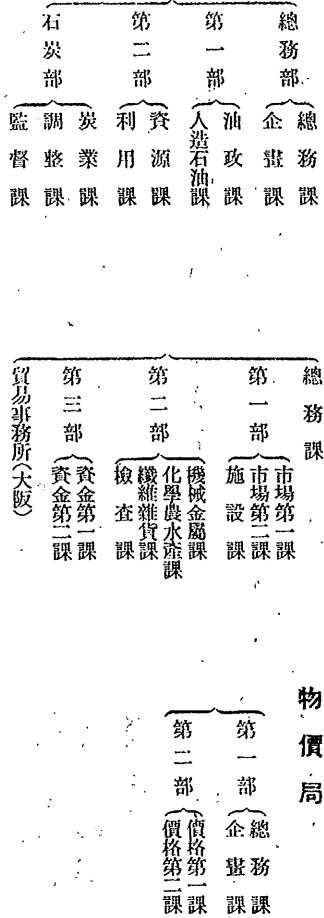
新機構の分課は次表の通りであるがその事務の概要を述べると、大臣官房に於いては従来の事務の外、商工行政一般に關する調査、商工政策一般に關する報道及び情報、報の蒐集に關する事務、總務局に於いては生産力擴充、物資の需給調整その他國家總動員計畫に關する綜合事務及び綜合計畫の立案、外地及び海外に於ける産業經濟に

關する事務の連絡調整その他重要、商工政策の綜合調整に關する事務、鑛産局に於いては鑛物、金、銀、白金その他の白金屬、非鐵金屬、輕金屬及び非金屬鑛物に關する事務、鐵鋼局に於いては鐵、鑛、鐵鋼及び特殊鋼等に關する事務、化學局に於いては化學工業品その他他の主掌に屬せざる工業品に關する事務、機械局に於いては

省本工商



局外省工商



特許局 變更なし

燃料局

貿易局

物價局

自動車、工作機械その他の機械並びに度量衡及び計量に關する事務、纖維局に於いては各種の纖維工業品並びに紙類及びバルブに關する事務、監理局に於いては保險に關する事務並びに取引所、商工會議所、中央卸賣市場、倉庫業、百貨店その他の主掌に屬せざる商事に關する事務、振興部に於いては物資需給調整に伴ふ産業の維持及び轉換に關する事務並びに商業組合、工業組合その他中小工業に關する事務を掌ることとなつ

次に外局關係に於いては特許局には變更なく、燃料局には従來各局に分屬してゐた石炭に關する事務を總括して掌らしめるため新たに一部を設け、貿易局に於いては従來臨時物資調整局の事務たりし輸入計畫の實施に必要な資金計畫に關する事務を掌らしめる爲め、一部を新設すると共に、物價統制に關する事務を掌らしめる爲め、物價局を新設したのである。



時局と讀書界の傾向

帝國圖書館

一 陣中の讀書

攻城野戰に奮ひなき皇軍將兵が、戰陣の餘暇故國の古新聞を奪ひ合ひ讀みふけてゐるなごやかな風景はしばしば報道されてゐる。又銃後國民の心盡しの慰問袋に收められた雑誌や圖書が、如何に前線將兵に感謝を以つて迎へられ荒涼涯なき山野を馳騁する勇士の心のオアシスとなつてゐるかは思ひ半ばに過ぐるものがあらう。

かの歐洲戰爭の際、各國は競つてその前線將兵に極めて組織的な陣中文庫を配給した。これによつて彼等が無限の慰藉を與へられたことは言ふまでもないが、前後

五年に亙る長期の戦ひによく心の平静を失はず終始ゆとりを持つて戦ひ得たといはれてゐる。殊に平時に於いて讀書の機会に恵まれなかつた若人が戦陣にあつて各自の職業に關する知識を補充し、戦後の經營に頗る良い結果を齎したといふことの如きは、長期戦に處する前線の將兵は勿論銃後國民が他山の石とすべき點であらうと考へる。

二 銃後の讀書

以上は戰陣地區に於ける讀書の問題であるが、時局下に於ける銃後國民の讀書の態樣並びにその動向が果して如何であるかは心ある人々の重大關心事ではな

ならぬ。

凡そ一般大衆の讀書は社會環境の變遷と密接不離の關係にある。かのマルキシズム華やかなりし時代に、その知識の獲得に汲々としてゐた讀書界は、滿洲事變を契機とし澎湃として擡頭し來たつた日本精神に還れ、呼びに覺醒せしめられ、更に宗教復興の聲に刺戟されて、國際主義より國家主義へ、物質主義より精神主義へと急轉回を示すに至つた。出版界はこの風潮と表裏一體をなし、非常時態勢への讀書界は準備されたのである。

今次事變の勃發するや國民精神總動員の旗幟の下に國民思想は完全に統一せられ、貯蓄の實行、消費の節約、生産力の擴充等戰時態勢への具體的方策は相次いで樹立せられ、戰爭目的の遂行、東亞新秩序の建設に向つて活潑な進軍譜は奏でられてゐる。

かかる情勢下に於ける讀書の様相が何であり且つ如何なる方向を辿るべきであるかは問はずして明らかであるが、こゝに帝國圖書館の實際を通じ具體的にその動向を探り銃後國民の反省の資に供したいと思ふ。

帝國圖書館は現在の蔵書約九十餘萬冊、我が國唯一の國立圖書館で、東京上野公園内にある。明治五年の創立に於て、明治三十九年現在の地に移轉されたが、その後一部の増築を見たのみで今なほ未完成のまゝ放置されてゐる。このことは新東亞文化建設途上にある文化國日本にとつては不問に附すべからざる一大問題でなければならぬ。

三 讀書人の消長

戰爭は物心兩面に亙るあらゆる關係を破壊若しくは變質することを餘儀なくする。これを人的資源について見ると、國民の中堅層を形づくる青年は應召して次々に戦線に送られ、軍需産業の股賑は失業軍を動員し、銃後國民の活動部面は急激にその活潑の度を加へる。圖書館の利用大衆に異變を生ずることは蓋し當然である。

また、戰爭が讀書人員の消長に如何に影響するかは興味ある問題である。今これを帝國圖書館について觀察すると、全く明治以後に於ける國運の進展とその軌

を二にしてゐる。即ち明治二十七年一日平均二二七人を示した開覧人は二十八人は九人を減じて二〇八人となつた。

（第一表） 読書人の消長

つた。明治三十五年四一七人、三十六年四三二人と漸増の傾向にあつたものが三十七年には一舉十九人を減じて四一三人となつてゐる。日獨戦争の規模は前二役に比して殆んど問題とするに足らなかつたが、大正三年はその前年に比して二十三人の減少を示してゐる。

その後開覧人員は逐年増加の一途を辿り、大正十三年には一日平均一、二六〇人を突破するに至つた。昭和三年の減少は増築に伴ふ閲覧室の一部閉鎖の結果に外ならな

い。その後漸増を示し、昭和十年は一日平均一、四五八人といふ空前の躍進を示すに至つた。昭和十一年が前年に比し一三一人の激減を見たことは書庫狹隘のため閲覧室の一部閉鎖を敢行したことに原因するが、漸減の兆はすでにこの年にあらはれてゐることは見逃がすことの出ない現象である。

昭和十二年は前年に比して二一六人、十三年は更に九三人と加速度的の減少を示してゐる。最近に於ける開覧人は他の公共図書館に於いては夙に昭和八年を境として漸減の傾向にあるが、帝國図書館のそれが昭和十一年以後に現はれたことは一つの特徴と見做し得るであらう。その原因がどこにあるかを適確に論證することは困難だが、非常時態勢の強化、今次事變に伴ふ社會環境の激變に基づくものと推定するの外はない。この趨勢がいつまで繼續し、又いつ回復するかは眞に注目し値することではなければならぬ。（第一表参照）

なほ開覧者群が蜿蜒長蛇の列をなし上野公園寛永寺門前に及ぶことは、読書月たる二、三月の圖書節風景としてしばしば紙上に喧傳されたところであるが、この間

の消息を物語る満員日数は昭和十年の一〇一日を最高として、十一年は八二日、十二年は六九日、十三年は五〇日、十四年の第一四半期は従来の五八日乃至三二日に比して僅かに二〇日に過ぎず、前記激減の傾向と相俟つて最近に於ける開覧者数の動向を察するに足るであらう。

四 読者層の分析

読者層の最上位を占めるものが學生であること否については公共図書館に於いては常に重要な論點となつてゐる。帝國図書館は前述のやうに我が國唯一の國立図書館であるだけに、この問題に對する識者の關心は一層深刻であるが、こゝでは、深くこの問題に立入ることを避け専ら本館に於ける読者層の構成の分析を試みよう。

本館に於いても學生大衆は常に開覧人總数の過半即ち五五%以上を占めてゐる。これに次ぐものは無業及び職業無記入の二八%、第三位は實業家の約七%、残りの一〇%は著述家・教員・官吏・軍人等である。この比率は一般公共図書館に於いてもほぼ恒常的のものである。

第二表 読者層

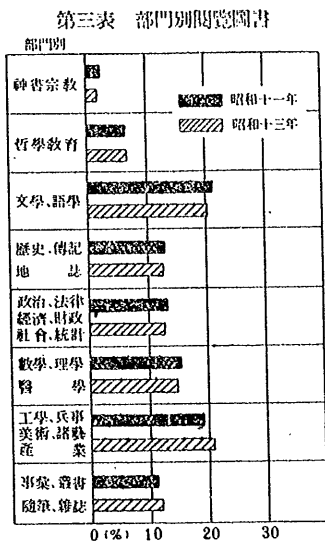
職業	昭和十一年 (%)	昭和十三年 (%)
學生	55	55
著述家・新聞記者	10	10
官吏	10	10
實業家	7	7
辯護士	1	1
其他	1	1
無業	28	28
無記入	1	1

これは如何なる種類の圖書が如何なる割合で讀まれたか

るが、仔細に検討する時、そこにいくらかの變化が看取される。それは極めて微弱ではあるが學生層の退潮に代る實業家・官吏等の増加である。これは偏へに事變の進展に伴ふ各種の調査研究の齎した結果と推測される。なほ本統計に於いて女子は全體的には減少の傾向にあるにも拘はず職業別に見ると有職婦人の進出を見つゝあることは頗る興味ある現象と言はざるを得ない。

つあるかといふ問題である。部門構成の當否はしばらくおいて事變勃發の前年即ち昭和十一年と、事變第二、三年たる十三年のそれを左に表示する。(第三表参照)

即ち事變の前年に於いて一七の開きを見せてゐた文學部と工學兵事・美術産業部門とは事變第二、三年に



於いては全く同率を示すに至つてゐる。この現象が果して時局下に於ける一般圖書館の共通現象と見なし得るや否や、又これを以つて直ちに且つ單純に本館利用者の特殊性若しくは堅實性の證左と言ひ得るかどうか。

何となれば文學語學部門の減少は本館に於ける特異の現象であつて他の圖書館はこれとは反對に寧ろいづれも漸増を示してゐる。世上一般には文學語學部門の増加を目して讀書傾向の不健全と解し、實利的・主題たる産業及び社會諸科學部門若しくは思案的な宗教哲學部門の増加を目して堅實な讀書の傾向と解し勝ちである。

今日の如く通達せる情勢の下に於いては堅實なる思想の培養並びに實利的・主題の研鑽は圖書館としては固より希望するところであるが、他面長期建設下の國民は徒らに神經衰弱的であつてはならない。我々は俗惡な趣味の横溢、不健全な享樂氣分を排撃する一方洗練された文學によつて高雅なる國民的教養の涵養されることをも希望せざるを得ない。

この意味に於いて、我々は絶えず堅實なる讀書の傾向に重大なる關心を拂はなければならない。

戦局の推移は國民の重大關心事であるが、わけても空軍は今次事變の華として最もよく注意されてゐる。從

つて大場彌平の「空中戦」讀賣新聞社の「海の荒鷲實戦録」等が歡迎され、火野葦平の「麥と兵隊」「土と兵隊」、上田廣の「黄塵」は戦争文學に新しい地歩を踏み出したものといへよう。

時局經濟政策のものとしては岩井良太郎の「長期戦時經濟體制」、元大藏大臣賀屋興宣の「戦時下の經濟生活」、高橋龜吉の「戦時經濟の現段階」、金原實之助の「日本戦時經濟政策」等が注意される。

産業方面では勝川貞次の「伸びる工業」、大河内正敏の「資本主義工業と科學主義工業」、小島精一の「戦時日本軍工業」等の諸論を始めとして機械の設計工作、自動車航空機に關する技術書、纖維、化學、代用品工業等の書が活潑に利用されてゐる。

支那關係書は汗牛充棟も齊ならないが、中野正剛の「日本は支那を如何する」、杉山平助の「支那と支那人と日本」を始めとし、内藤湖南の「支那論」、尾崎秀實の「現代支那批判」、池崎忠孝の「新支那論」等の書が愛讀されてゐる。又岡倉天心の「東洋の理想」が新たに國民の關心の對象となつたことも特筆すべきであ

らう。

國際關係は國民の一時も忘れ得ざるところ。鹿島守之助の「最近日本の國際的地位」、武藤貞一の「日ソ戦に備ふる書」、堀江忠一の「英國の觀た日支關係」が歡迎されるのは偶然ではない。

國民體位の問題も亦刻下重要な案件である。これに對して本村儀作の「體力絶倫への道」、高木逸雄の「健康讀本」、櫻澤如一の「自然醫學」、山邊習學の「心身鍛錬の書」が要求せられ、精神修養書として島影盟の「死の心境」、加藤唯堂の「滅邊神話」、「死生譚」が讀まれるのは時局下にふさはしい。

英雄出でよの聲は時局下に於いて特に著るしい。三宅雪嶺の「英雄論」、「人物論」が讀まれるのはこの間の消息を物語るものである。個人傳記としては吉田松陰、乃木希典、西郷隆盛のものが要求される。川口篤等譯の「ギョー夫人傳」が歡迎されるのは科學日本を象徴するものである。

以上は直接若しくは間接に時局關係書であるが、純文學に於いては依然として漱石物が王座を占め、藤村の「春

待つ宿、伊藤整の「青春」、久保菜の「火山灰地」、石坂洋次郎の「白活の道」、和田傳の「沃土」、女流では吉屋信子の「母の曲」、林芙美子の「氷河」、大衆物では吉川英治の「宮本武蔵」等が最も多くの讀者を有してゐる。理論的のものとしては桑本巖翼の「基礎哲學」、田邊元の「哲學と科學との間」、田村徳治の「學問と世界の眞實」、吹田順助等譯の「ローゼンベルグの二十世紀の神話」、高木貞治の「解析概論」、千谷利三の「一般物理化學」等が讀まれることは、本館讀者の堅實性を物語るものといへよう。

戦に邁進してゐる。そして文化に、産業に、交通に、東亞の盟主としての貫祿を示さなければならぬ。かゝる未曾有の躍進期に於いて國民はその總力を動員すると共にその素地の啓蒙をゆるがせにしてはならない。このことは長期建設の段階に於いて一層痛切に感ぜられる。この時にあたつて國民の讀書能力の減退若しくは貧困を來たすが如きことがあつてはならない。我々は一億同胞の傳統的國民精神の優秀性を疑ふものではない。しかしながら勇敢なる祖國愛と相俟つて、あらゆる部面に於ける徹底的な調査研究と思索と教養とを怠つてはならない。東亞新文化の建設こそ我等に與へられた光榮あるしかも永遠の課題である。目前の消耗の補填にのみ汲々たる現狀は漸じて國家永遠の策ではないと信ずる。國民は各、その持場に於いて廣く讀み、深く考へ、いはゆる模倣を戒め創造を盛んにし、以つて聖明に對へ奉らなければならぬ。

六ひすび

以上は帝國圖書館を通じて見た最近の讀書傾向であるが、これは多少の例外を除いては、ほぼ全国的に共通な現象といひ得るであらう。今や皇國は偉大なる轉換期に遭遇し、國を擧げて聖

は三百五十萬圓を超過するのである。



公衆衛生院とは

厚生省

はしがき

公衆衛生院は衛生技術者の養成訓練と國民保健に關する調査研究を使命として設立された機關である。このやうな機關は實に國民保健振興の基をなすものであるから、諸外國では既に二十餘年前から、或ひは公衆衛生大學、或ひは公衆衛生研究所等の名稱で設置し整備して來たものである。我が國の識者もまた國民の衛生状態が歐米諸國に比して一段と劣つてゐるのを考へて、かういふ機關の設置が是非とも必要である所以を唱道して居つたのであつたが、それがちやうど厚

生省の創設と時を同じうして昨年の新泰竣工し、三月末官制が公布せられこゝに開設を見たわけである。本院の廳舎は東京市芝區白金町三丁の傳染病研究所に隣接して同構内に設立せられ、地上五階地下二階塔屋三階四千五百坪の新ゴシック建築である。本院の建設費は、曩に東京帝國大學圖書館の復興資金四百萬圓を寄附したロックフェラー氏が世界人類の福祉増進の目的を以つて設立したロックフェラー財團が帝國政府に寄附したものであつて、本院の附屬機關たる都市と農村の兩保健館の創設費を合はせると財團の本計畫に向つての寄與

公衆衛生院の組織

公衆衛生院には調査研究科と養成訓練科を置いてゐる。前者はさきに述べた本院の目的の一たる調査研究を行ひ、後者は他の目的たる養成訓練事業を行ふものである。調査研究科には左の八部を置いてその事業を行つてゐる。
一、生理衛生部 この部では生活の諸條件即ち温度・湿度・氣流・氣壓・煙房・冷房・換氣・煤塵・衣服・探光・音響等の人體生理・發育體力に及ぼす影響とその對策を講究し、且つ運動・労働・遊びに作業能力の測定や増進方法に關する生理學的・心理學的的研究を行ふ。
二、衛生統計部 この部では各般の衛生事業を評價し又之に指標を與へる衛生統計に關する理論と術式を講究し、併

はせて衛生學や民族衛生學の講究を行ふ。また人口問題は各部の協同研究を要するものであるが、その主力をこの部に置く。

三、疫學部 この部では急性及び慢性の諸傳染病の流行と多發性疾患の消長とに關する衛生學的原理を採求し、その所見に基づいて之に對する合理的防遏豫防方法を講究するのである。

四、衛生獸醫學部 この部では精核、淋病、梅毒、狂犬病等の人畜共通の傳染病の獸類に於ける症狀、診斷、豫防法及び肉類・牛乳・乳製品の衛生、屠場、牛乳營業所等の衛生施設、乳製品並びに肉類の生物學的検査方法などを講究する。

五、小兒衛生部 この部では乳兒、幼兒及び學童の衛生に關する講究を行ふ。即ちその素質、身體並びに知能の發育とか、營養、疾病、豫防、健康の保持及び増進に關するもので、小兒の健康は妊婦中の

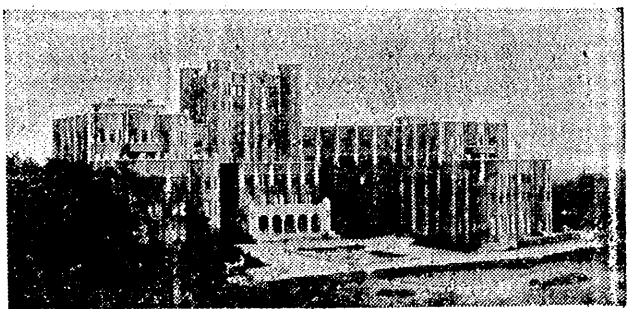
母體の狀況に影響せられるところが大きいので、小兒衛生は母性衛生を包含する。

六、産業衛生部 この部では職業性疾患、産業衛生施設、産業醫局、職業指導に關する講究を行ふ。

七、建築衛生部 この部では建築並びに都市計畫に關する衛生學的講究を行ふ。

八、衛生工學部 本部では上水、下水、汚物處分、埋火葬に關する衛生學的研究を行ふ。

諸外國の公衆衛生大學又は公衆衛生研究所ではこの外に尚ほ細菌學、血清學、寄生蟲學、原蟲學、昆蟲學、營養食品學等の部科が置かれてゐるが、これ等に對しては我が國には傳染病研究所、營養研究所及び衛生試験所のやうな研究機關があるので、公衆衛生院にはこれ等の研究部を設けず、専ら我が國に缺如してゐる爲め



全 景

支障のあつた部門について上記の八部にそれら必要な各種の研究施設を整備するやうに努めてゐる。



生理衛生研究室

究室、疫學研究室、乳肉研究室、小兒衛生研究室、哺育研究室、學校衛生研究室、職業中毒研究室、化學研究室、生物學研究

即ちその主なものを挙げると、人工氣候室、音響研究室、照明研究室、氣象研究室、聴力研究室、職業指導研究室、衛生統計研究室、民族衛生研究室、人口問題研

究室、上水研究室、下水研究室、建築衛生研究室等である。

次に養成訓練科では、上記八部相當事項だけでなく、傳染病研究所、營養研究所、衛生試験所並びに厚生省その他の關係行政官廳の主管事項について、それ等の機關と協力の下に教育を行ふものであつて、本院には上記八部の調査研究室、學生實習室のほか、細菌學實習室、藥學實習室等主として外部の人の協力の下に行ふ教育用の室をも設けてある。

尚ほ本院には東京市及び埼玉縣との協力の下に都市及び農村實習地區を設けてあるが、前者は京橋區民十五萬人、後者は所澤附近三十一ヶ町村の人口十三萬人を對象としてゐる。この兩地區は、主として養成訓練科に於いて、學生に豫防醫學の實施方法を學ばせる爲めに設けたもので、ちやうど醫學校で治療醫學の實習のために病院を附置すると同じ趣旨であ

る。上述の都市及び農村の保健館は、都市及び農村實習地區の施設である。前者は東京市京橋區石町に、後者は埼玉縣所澤町に置かれてある。

公衆衛生院の事業概要

公衆衛生院の調査研究科に於いては國民保健に關する各種の問題を調査研究するのであるが、二三の職員しか居らない各大學の衛生學教室でも出来るやうな問題の研究はなるべくその方に譲り、院内の八部相協力して初めて成し得るやうな綜合的研究問題の解決と、從來他の機關に於いて十分研究されなかつた公衆衛生問題に主力を置く方針である。即ち本院は、綜合的研究として先づ國民體力に關する諸問題の研究、人口問題の自然科學的研究、非常時局の國民生活に及ぼす影響の研究、移民衛生に關する研究等には各部が相協力して着手してゐるわけ

ある。

本院の養成訓練科の事業には、いはゆる養成訓練と短期の講習がある。前者は衛生技術者又は技術者にならうとする者に對して授ける本格的な教育事業である。衛生技術者の専門は醫師、藥劑師及び獸醫師に三大別されてゐるので、公衆衛生院はこの三者を收容してその各の要求に従つた教育を実施しなくてはならない。それ故に本院には養成訓練の實施の爲め、醫學部、藥學部及び獸醫學部の教授課程を置いてゐる。

その大要は左の通りである。

醫學部

第一期 自四月十五日至八月三十一日
衛生統計學、細菌學、血清學、寄生蟲學、疫學、衛生獸醫學、飲食物及藥品検査法、小兒衛生學等
臨地訓練(自七月二十一日至八月三十一日)

第二期 自九月一日至十一月十五日
衛生工學、建築衛生、生理衛生、産業衛生、營養學、體力學
第三期 自十一月十六日至三月十五日
衛生行政
臨地訓練(自二月一日至三月十五日)

藥學部

第一期 自四月十五日至六月三十日
藥事行政、藥局方、生藥學、植物化學、新藥論、分析學、臟器化學、藥理學、毒物學等
第二期 自七月一日至九月三十日
飲食物行政、食品化學、營養學、營養化學、水化學、衛生検査法、裁判鑑定

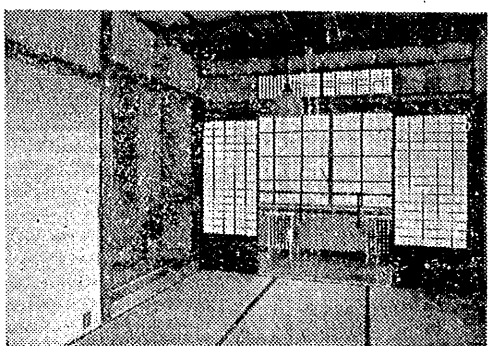
微生物學、消毒法、溫泉學、防毒科學、物理化學等
第三期 自十月一日至十二月三十一日
衛生行政、生理衛生、建築衛生、衛生工學、衛生統計學
第四期 自一月一日至三月十五日

臨地訓練

醫學部 自九月一日至十二月十五日
衛生行政、營養學、衛生化學、乳學、肉學、傳染病學、衛生工學、建築衛生學
臨地訓練
收容定員及び教授期間は、醫學部は五十名一ヶ年、藥學部は二十名一ヶ年、獸醫學部は二十五名四ヶ月である。入學資格は大體醫學部は大專卒業程度、藥學部及び獸醫學部は專門學校卒業程度以上を基準としてゐるが、その他の者でも教授會の銓衡に合格すれば收容する途が開かれてゐる。また外國の衛生技術者で外國政府の委託ある場合は、教授會の銓衡を経て、厚生大臣の認可を受ければ、留學生として入學せしめることになつてゐる。尚ほ又上記の課程中特別の科目を選択して(例へば第一期全科)之を修業する(希望の者は、教授會の銓衡を経て聴講生として)

て入學せしめることがある。

また特殊事項の研究希望者は、同じく教授會の銓衡を経て研究生として入學せしめることになつてゐる。



寄宿舎の内部

以上末科生、聴講生及び研究生の何れも授業料を徴しない。また本院には

寄宿舎の設備があつてその定員は三十四名である。尚ほ又食堂の設けがあつて實費で食事を提供する。

公衆衛生院はこのほかに諸種の講習を行ふものであるが、實施確定の講習は、營養指導員の講習、保健所職員即ち所長、技師、指導員及び保健婦の四者に對する講習である。

公衆衛生院の豫算と職員

公衆衛生院の昭和十四年度の豫算は約三十五萬圓である。また同豫算による職員定員は教授七名(内一名勅任)、助教授九名(内一名勅任)、技師二名、事務官一名、助手二十名、判任、技手四名、判任書記四名判任である。

結 び

今や帝國は未曾有の時局に際し、國民保健の増進と國民體力の向上の要望い

よいよ切實である。東亞新秩序の長期建設事業は人的資源の涵養及びその擴充を要するや切なるものがある。そして國民保健の増進、國民體力向上の要請は國民衛生の指導啓蒙の第一線に立つ衛生技術者の養成訓練にある。また人的資源涵養方策及び大陸衛生政策樹立には公衆衛生院の如き機關の人的及び物的設備を總動員しての研究に俟つところが極めて多い。即ち公衆衛生院の出現は正に時代の要求に應ずるもので、また一方、本院の人的及び物的機構を完備し十二分の活動を得せしめて以つて保健政策遂行に寄與せしめるのは寄附者の志を満足させる所以でもあると信ずる。



蔣政權の對外策

外務省情報部

(一)

本年一月下旬の五中全會(中國國民黨第五屆中央執行委員會第五次全體會議の略稱)に、國民政府は今後の國際關係に處する方針として、次の三項目を提出し、同會議はこれを承認通過した、と報せられてゐる。

- 一、國際聯盟及び九國條約會議の決議案實施を各關係國に總て願する。
- 二、關係各國との協力によつて國際間の法律、秩序及び條約の尊嚴恢復に努力する。
- 三、外交機構及び人事を調整して最大の機能を發揮せしめ、各友邦との關係を促進する。

(二)

右の三項を解剖して見ると、第一項は、國際聯盟參加國と九國條約關係國(日本の外に、イギリス・アメリカ・フランス・イタリー・オランダ・ポルトガル・ベルギー・支那の八ヶ國)の援助を受けて日本に對抗しようとするのであり、第二項の關係國といふのは支那に利害關係を有する、イギリス・フランス・アメリカ・ソ聯の四ヶ國を指してゐるのである。これ等の國の力を藉りて、支那を無條件で事變前の状態に復歸させようといふのである。協力などと國民に耳ざはりのいゝ言葉を用ひてゐるが、實は泣きつかうと考へてゐるのだ。

第三項は、支那にこれまで好意を示した國に二層積極的に援助してもらふために、適所適材主義で人選して、うまくやらうといふのである。これでは全く徹底した外力依存と評せざるを得ないであらう。

それから、一月二十三日アメリカのA.P.通信社重慶特派員が、行政院長孔祥熙を訪問したときに、孔は平和恢復の限り、支那は如何なる第三國の調停をも受諾しないであらう。我等は徒らに平和に憧れてゐる者ではなく、列國支那民衆に恥しくない平和をこそ求めるのである。列國がこの點を了解して敢へて調停に乗り出すといふのなら、我々としてもこれを受け入れるに吝かでない。」

宋美齡は賢い婦人で手も八丁口も八丁ではあるが、外交上のことには素人であるだけに「憧れてゐる者ではなく」と憧れてゐることを正直に漏らしたのは、牛黄り損ねの類と見るべきではなからうか。

(三)

五月二十二日の第百五回國際聯盟理事會で、支那代表顧維鈞は約二十分に亘り、前回の理事會以來の極東の情勢に關する報告を行ひ、日本軍が引續き支那に於いて侵略行爲を繼續してゐるにも拘らず、支那の抗日精神は益々旺盛であるといふ見解を切つた後、例の如く列國の對支援助強化を要望して、財政援助の擴充、飛行機、石油、原料品等の對日禁輸、對蔣援助調整委員會の設立等、過去の理事會に提出された要求を、再び蒸し返してならべ立てた。

復の條件について次の如く語つた。

「支那側は平和條件として、少くとも一九三七年七月七日(盧溝橋事件發生の日)の日支紛争勃發以前の狀態に復歸することを要求するものであつて、日支問題のみならず、極東全體の懸案をも解決するために、九國條約條約國の會議が開かれるとならば、支那は何時でもそれに參加する用意がある。」

この孔院長の談話も、九國條約關係國を調停役兼保證人として、無條件すなはち償金を他を少しも出さずに、事變前の狀態に引戻さうとするものであつて「參加する用意がある」といつたのは「やつて貰ひたい」と解釋すべきである。この解釋が無理でないことは、談話そのものから見たばかりでなく、後記の諸項から來た自然の結論でもある。ことを附記しておきたい。少々くどいやうだが、更に蔣介石夫人宋美齡の談話も引合ひに出すことにする。この談話も一月二十五日にA.P.社記者に語つたもので、次の如くいつてゐる。

「平和條件としては、少くとも支那の領土保全、行政權並びに均等待遇が保障されることを必要とする。然ら

これに對して、ハリファックス英外相は、英國は支那國民の苦痛と勇氣に同情し、種々の形式で援助を與へてゐる旨を強調した後、去る一月の理事會が調整委員會の設立に反對を表明して以來、情勢は何等の變化を見てゐないことを指摘して、支那代表の要求に對する反對意見を開陳し、ポネ外相も、同様な趣旨の見解を表明して反對した。この報が支那に傳はつた後、支那側は頼みとする英佛のこの態度にがっかりしてゐる。

上海で發行される抗日系統の新聞華英晚報は、五月四日の社説に「反侵略集團は何故に極東を包括しないか」と題して、大要次の如く論じた。

U.P.通信社のロンドン一日發電報は、「ソ聯とイギリスとは歐洲の反侵略集團結成の交渉において、極東を包括しないといふ一項に對し、雙方が已に同意した。この決定は、四月三十日に駐英ソ聯大使マイスキーと英外相ハリファックスとが協議した時に、イギリス側の要求によつたものである」と報じてゐる。(中略)英國がこれまで度々支那を援助してくれたことに對し、すでに支那人は十二分に感激してゐるから、もし更に支那を反侵略集團の中に加へてく

れたら、支那がこれによつて得る利益に、報ゆることを知らない理は斷じてない。支那は固より自力で強敵を撃退するやう希望してゐるが、しかし女邦の熱誠なる援助は、決して忘れはしない。故に吾人の結論は、英國がその極東に對する態度を慎重に考慮して、反侵略集團中に極東を當然包括すべきである」といふのである。

(四)

蔣政權側の新聞は、最初のチェッコ問題すなはちズデーテン地方をドイツに割譲するかどうか問題になつた際に、敵本主義でチェッコに同情し、ベルリン・ローマに對抗する英佛その他の集團の結成を要望して、その方向に熱の足りなかつた英國を日和見主義だと攻撃した。ドイツのチェッコ併合に答へて、英國がドイツ包圍策を決定した時には、英國の行動を讚美し、この際さらにソ聯とアメリカを加へて民主主義集團を結成すべきである、と盛んに書き立てた。これは日本が防共陣營の一員としてドイツ、イタリーと親善關係を保つてゐるので、反獨伊集團が結成されたら、それが自然に日本にも反對の立場に

立ち、その結果として對支援助が積極化するであらう、と豫期してゐるからであつて、蔣派の新聞にはこれをはつきり述べたものもあつた。

今度廈門島の對岸のコロンスで問題がおきた時に英・佛・米の軍艦が同地に集まり、海兵を上陸せしめて、日本側に對し示威的行動に出たかの如き場面を演じたことに就いても、蔣派の新聞は、民主主義集團の集團がいよいよ本腰で乗出したと早合點して、有頂天になつて喜び、日本が英・米・佛の壓迫によつて讓歩を餘儀なくされるであらうといふ觀點から、あざけるやうな記事や論文を載せた。しかるに我が方は正當な主張と嚴然たる態度とを堅持して應對し、對手側もめくら減法に横車を押すやうなことをしてゐない。これを見て自己の認識不足を棚にあげ、なぜ斷乎として最初の方向に邁進しないのだ、この際退けば日本は更に數歩前進して始末におへなくなるぞ、と煽動めいたことを述べ、糖喜びの後の怒りをもらした。こんな例はいくつでもあつて、一々挙げきれない。

(五)

上海の「華英晨報」は四月十二日の紙上に「反侵略の暗い一面」と題する短評を掲げ、「イタリーがアルバニアを占領した後の英國の外交政策は、ドイツがチェッコを併合した後には、暗い一面と暗い面があつたと同様な状態である。…英國のバルカン諸國に對する消極積極の両面を説き、その消極的方面の態度を評して、これが暗い一面であるといつてゐる。暗い一面の根源は、妥協に繼々としてゐるからである。この暗い一面を取り除くためには、先づ徹底的にこの根源を除き去り、斷乎として侵略反對を執行しなければならぬ。」と結んで、暗に英國が日本に積極的攻勢を取らないことを恨んでゐる。この類のものは他の蔣派の新聞にも見厭きるくらゐに多く出てゐる。

上海で發行する「導報」の四月二十八日の社説に「過分に樂觀出來ない國際形勢」と題し次の如きことを述べてゐる。

(前略)英・米兩國の侵略者に對する態度には、尙ほ非常に大きな弱點がある。固より米國は、日本が支那を滅ぼしてその極東に於ける既得權に妨害を加へることを好まない。故に支那問題に對しては一方では侵略者に反對するが、他の一方では日本を海上から陸上に押しあげて、東

に伴ふ精密工學三講座及び航空學一講座の新増設、北海道帝國大學工學部燃料工學科新設に伴ふ燃料學一講座の増設と主として之に伴ふ帝國大學に於ける教授、助教、助手及び書記等の増員のため改正を行ひ、又東京工業大學に於ける航空機工學科の新設及び既設應用化學科、電氣化學科、機械工學科、電氣工學科の學生増募に伴ふ教授、助手及び書記の増員並びに大阪外國語學校本科支那語科の生徒増募に伴ふ教授の増員等のため改正を行つたものである。

◇行政諸法遷海施行令中改正ノ件 (四月十七日勅令第九十九號) 陸金法中改正法律の制定に伴ひ緊要特殊の事情に因り同法第十一條ノ四中特例を設けたものである。

◇利益配當審査委員會官制 (四月十日勅令第九十二號) 會社利益配當及資金融通令第六條及び第七條に依り資本金二十萬圓以上の會社の基準利益配當率及び之を超過する利益配當率等の認定或ひは許可並びに會社の經理に關する監督命令は利益配當審査委員會の議を経べきこととなつてゐるのでこれに基づき利益配當審査委員會を設け會長一人(大藏次官)及び委員十二人以内(關係各處高等官及び與識經驗者中より命ず)を以つて組織し前記事項の調査審議に當らしめることにしたものである。

◇京城帝國大學官制中改正ノ件 (四月十日勅令第九十二號) 權大應種學校官制中改正ノ件 (四月十日勅令第九十三號) 稅務署長ヲシテ會社利益配當及資金融通令ニ依ル事務ノ一部ヲ兼ランルノ件 (四月十二日勅令第九十四號) 會社利益配當及資金融通令の施行ニ伴つて同令第八條に依り

會社の監督上報告を徴し、必要な場所を臨檢し又業務狀況、書類及び物件等を檢査する場合を生ずるので稅務署長若しくは其の代理官をして當分の内是等の事務を掌らしめることを規定したものである。

◇氣象臺官制中改正ノ件 (四月十二日勅令第九十七號) 昭和十二年勅令第六百二十四號臨時厚生省二臨時軍事接應部ヲ置クノ件中改正ノ件 (四月十二日勅令第九十八號) 昭和十三年勅令第二百五十七號臨時厚生省二職業部ヲ設置スルノ件中改正ノ件 (四月十二日勅令第九十九號) 防疫職員官制中改正ノ件 (四月十二日勅令第二百號) 帝國領事館附防疫官手當給與令中改正ノ件 (四月十二日勅令第二百一號)

北支方面との交通關係が愈々頻繁の度を加へるに伴ひ、常に該地方の正確なる傳染病發生狀況その他の調査通報等内地防疫上必要な事務に従事せしめ以つて内地に於ける防疫對策の萬全を期するため、天津に防疫職員を置くこととし、之に伴つてこの防疫職員に在勤手當を支給することを得ることとしたものである。

◇地方體育運動職員制中改正ノ件 (四月十二日勅令第二百一號) 稅關官制中改正ノ件 (四月十五日勅令第二百三號) 稅務監督局官制中改正ノ件 (四月十五日勅令第二百四號) 稅務署官制中改正ノ件 (四月十五日勅令第二百五號) 農林省官制中改正ノ件 (四月十五日勅令第二百六號) 農林部內臨時職員設置制中改正ノ件 (四月十五日勅令第二百七號)

◇保險業法改正調査委員會官制禁止ノ件 (四月十五日勅令第二百八號) 兼に保險業法改正調査委員會が設置せられ保險業法改正に關し諮問されたのであるが、今般その審議が終了したので之を廢止したものである。

◇西班牙國ノ共產「インターナショナル」ニ對スル協定參加ニ關スル議定書 (四月十五日勅令第二百四號) 昭和十一年十一月二十五日我が國とドイツとの間に締結された協定及び附屬議定書並びに昭和十二年十一月六日我が國とイタリア及びドイツ間に締結された議定書より成る共產「インターナショナル」に對する協定即ち日獨伊防共協定に新たにスペインが參加し、之がため締結せられた議定書で、三月二十七日から實施された。

◇日本國「ソウイェト」社會主義共和國聯邦間漁業條約ノ效力延長ニ關スル議定書 (四月十五日勅令第二百五號) 昭和三年締結のわが國とソ聯邦間の漁業條約及び一切の附屬文書が本年十二月三十一日まで效力を存續することを協定したものである。

◇昭和十四年臨時國勢調査施行令 (四月十八日勅令第二百九號) 昭和十四年臨時國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル件 (四月十八日勅令第二百十號)

昭和十四年に消費調査を主たる目的とする臨時國勢調査を行はんとするので、その調査の時期、範圍及び方法を定め、又この調査に要する地方經費の中國庫は三十五萬圓に限つて之を負擔することとしたものである。

◇農業再保險特別會計規則 (四月十八日勅令第二百一十二號) 農業再保險特別會計法の制定に伴ひ同會計の收入支出等に關する規則を制定したものである。

◇米穀配給統制法ノ一部施行期日ニ關スル件 (四月十八日勅令第二百一十二號) 日本米穀株式會社を設立するため、米穀配給統制法の一部の規定を四月二十日より施行することとしたものである。

◇關東局官制中改正ノ件 (四月十九日勅令第二百十三號) 昭和十四年法律第五十九號朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律施行期日ノ件 (四月十九日勅令第二百十四號) 昭和十四年法律第五十九號の施行期日を五月一日としたもの。

◇貸動局官制中改正ノ件 (四月二十二日勅令第二百十五號) 明治四十三年勅令第二百三十六號海外ニ於ケル財務處理ノ爲大藏省ニ臨時職員増置ノ件中改正ノ件 (四月二十二日勅令第二百十六號) 我が國の對米經濟關係は支那事變の進展に伴つて重要性を加へつゝある現狀なので海外駐留財務官一人を増員して米國に駐在させることに規定を改正したものである。

◇時局業務ノ爲陸軍部內ニ増置シタル技師ノ内勅任技師ノ定員ニ關スル件 (四月二十二日勅令第二百十七號) 時局業務のため陸軍部内に臨時増置した技師の中八人を限り勅任とすることが出来ることを規定したものである。

◇燃料研究所官制中改正ノ件 (四月二十二日勅令第二百十八號) 燃料研究所官制中改正ノ件 (四月二十二日勅令第二百十九號)

官廳編纂圖書大目録

日本諸學振興委員會研究報告(特輯第一編)...

山鹿素行集(第三卷)...

日本國勢一斑(内務大臣官房文書課編)...

昭和十四年度入歳出豫算(大藏省主計局編)...

文部省推薦圖書紹介

古代劇文學(能勢朝次著)...

週報

Table with columns: 注意御, 所込申, 價定, 昭和三十四年六月二十一日印刷發行

時局ボスタウ展

作品懸賞券集

昭和十四年度、時局は益々重大であります...

規定の概要

一、懸賞に関する詳細規定...

- 甲種(三枚一組シリーズ物)
一等一名 國民精神總動員委員長賞(賞額副賞價五百圓)...

次號は「事變二周年倍大號」

把握せよ！新東亞建設の歩み

事變二周年にあつて東亞の振興をはつきり認識していただくために次號に特設...

六四頁

新支那はいかに建設され
たか。政治、經濟、交通、
文化等の全貌を描き、新
政權機構、新都市の一覽
表等を附す。

記事

- 一、北支の現勢
二、中支の現勢
三、南支の現勢
四、蒙疆の現勢
五、陣中文藝(現地軍報報道提供)
六、その他中間記事

B2判(週報約十二倍大三色刷)

附録地圖

「支那事變二周年記念亞細亞現勢圖」附「歐洲要圖」

これは東亞全圖に、占領地域線、主要都市占領月日、敵陣重
要資源、航空路、鐵道等を三色で刷り込んだ權威あるもの。
歐洲要圖は獨逸對英佛ソをめぐる勢力關係を色刷りにして興
味深い。

来る六月廿八日發行!

定價 附録とも十錢
(後掲續刊に限り従来通り)

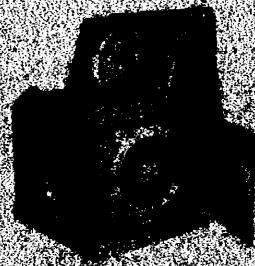
5分間の価値

$$5 \times 50 \times 365 = 91250$$

$$= 63$$

若しも

50人の生産者が一日に5分間の時間を浪費するとすれば
一ヶ月間に63日間の損失となります。毎分一日5分の
損失が二ヶ月間に相當する不慮支出となつて一年度の利
潤を削減する結果を管理に轉ずる下さい。



★経営主顧者に

ニテカタイムレコーダーは作業記録に出産補助に
計算に及ぶ経費の公明管理として生産管理の
標準時間にも生産者に各力面の増進を助して頂ます

日本電気株式会社 経営管理課

ニテカ販売株式会社

本社 東京都日本橋区二丁目4番1号
支店 大阪府大阪市東区一丁目1番1号
支店 東京都中央区本町二丁目1番1号

電話
番号

めたの身は険保
めたの身

命生明

内の丸 京東

露光量違いにより重複撮影

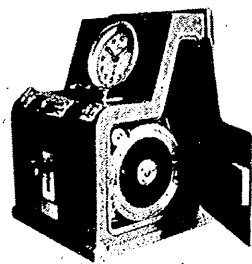
5分間の価値

$$5^{\text{分}} \times 50^{\text{人}} \times 365^{\text{日}} = 91250^{\text{分}}$$

$$= 63^{\text{日}}$$

若しも

50人の従業員が一日に5分宛時間を浪費するとすれば
一ケ年間に63日強の損失となります 僅か一日5分の
無駄が二ヶ月餘に相當する不費支出となつて一ケ年の利
潤を低減させ結果を慎重に御考慮下さい



ベル・サイレン
の鳴らせる
自働時報装置附

★経営主眼者に

ニテカタイムレコーダは作業記録に出退勤用に原價
計算に凡ゆる經營體の必需管理器として長期建設下の
能率増進に生産擴充に各方面の御好評を拍して居ます

日本電気株式会社特定販賣所

ニテカ販賣株式会社

本社 東京市日本橋區通二(大同ビル) 電 日本橋 4607-5034

支店 大阪市西區土佐堀通一(大同ビル) 電 土佐堀 7034-4343

出張所 福岡市下土居町三番地(博多ビル) 電 東 5616

型錄
送呈

めたの身は険保
!めたの國

命生治明

内の内 京東

露光量違いにより重複撮影

週報

昭和十四年十月二十一日
昭和十四年六月二十一日
（毎週一回本誌日發行）



用藥 クラブ歯磨

ムシ歯絶滅へ！健康強化へ！

強健な歯と身體は勤勞の根本です。それには先づ薬用クラブ歯磨で大切な歯を護つて下さい！口中のバイキンを完全に淨化すると共に、薬効成分がしみ込んで歯や歯ぐきを強化しますから、ムシ歯や歯槽膿漏を防ぎ、歯と身體を積極的に強化するので。



(判LA5]格規定國はさ大の書本)

内閣印刷局印刷發行